

的財産推進計画が昨年七月に決定され、「知財立国」の実現に向けた二百七十項目に及ぶ政府の方針が示された。知的財産推進計画は、知的財産の創造と保護、活用を立てる。だが、こうした知財立国政策を遂行するためには、裁判による権利の迅速かつ的確な保護が大前提となる。

## ★変化

「昔前は、紛争解決のために司法が果たす役割が、「割程度に過ぎない」などと揶揄されたこともあつたが、最近は社会的に目を引く裁判所の判断が相次いでいる。青色登録マークとオードに関する職務発明で、自額の承継権を認めめた判決や、週刊文春の発行差止めを命じた仮処分決定などで、判断の妥当性についても「裁判所は元気が良い」という声も聞かれる。

知財立国と司法  
来春から高裁改革

早稲田大学法学部教授 高林一郎

の判断へシフトしつつある」とが実感である。

## ★迅速化

司法を取り巻く変化の中で、もともと知財訴訟の分野は、度重なる知財法や民事訴訟法の改正、裁判所内部の機構改革などあって改革のスピードが、ずば抜けている。

知財関係の民事訴訟は、別表にあるように、二〇〇三年の一

審の受理件数が一九九一年に比べて倍増している。一方で、一

審判決に至るまでの平均審理期間は、十五・六ヶ月とほぼ半減

しておらず、東京地裁の場合は約

十ヶ月となっている。控訴審の平均審理期間も、二〇〇三年は

九・九カ月だ。控訴事件数が一

千四百人が任命された。

研究者など技術のスペシャリスト

が担当することになった。

この裁判所には、裁判官

が担当することになっ

た。

この東京高裁

の知財専門部は、来年四月からは

正にあつては、権利者の権利擁護を図ること同時に、侵害者と

疑われている者の権利の防護

について、訴訟や知財法の改

正にあつては、権利者の権利擁

護を図ること同時に、侵害者と

疑われている者の権利の防護

についても十分に用意してお

必要がある。バランス感覚は法

的紛争解決の場面で最も大切な

価値基準だろう。